【論文】

主体的な学びを活かす『教職実践演習』への一考察

藤井雅英

I. はじめに

2013年度より全国の教職課程を設置している大学で開講されている教職実践演習について、 2006年7月に中央教育審議会は「今後の教員養成・免許制度の在り方について」のなかで、科 目の趣旨・ねらいとして次のように答申している。

- ○教職実践演習(仮称)は、教職課程の他の授業科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて、学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものであり、いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられるものである。学生はこの科目の履修を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることが期待される。
- ○このような科目の趣旨を踏まえ、本科目には、教員として求められる以下の4つの事項を含めることが適当である。
 - 1. 使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項
 - 2. 社会性や対人関係能力に関する事項
 - 3. 幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項
 - 4. 教科・保育内容等の指導力に関する事項

また、2008 年 10 月の中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会 課程認定委員会 は「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」として以下の項目を決定している。

- 1. 教員組織
 - ○当該科目の実施に当たっては、答申に示された当該科目の趣旨を踏まえ、教職に関する科目 の担当教員と教科に関する科目の担当教員が協力して行うこと。
- 2. 履修時期
 - ○履修時期は、原則として、4年次(短期大学の場合には2年次)の後期に実施すること。
- 3. 授業方法
 - ○授業の方法は演習を中心とすること。
 - ○受講者数は、演習科目として適正な規模で行うこと。

- ○学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不 足している知識や技能等を補うものとすること。
- ○役割演技 (ロールプレーイング)、事例研究、現地調査 (フィールドワーク)、模擬授業等も 積極的に取り入れることが望ましいこと。
- ○学校現場の視点を取り入れる観点から、必要に応じて、現職の教員又は教員勤務経験者を講師とした授業を含めること。
- ○連携先となる教育委員会及び学校を確保することや授業計画の立案に当たって、当該教育委員会又は学校の意見を聞くことが望ましいこと。
- ○その他答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。

さらに、2011年3月の中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会では、次のような資料が配付され、教職科目としての教職実践演習を各大学で実施するうえでの具体的方向性が示された。

○資料 8-2 教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例

教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)第 6 条第 1 項の表備考

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする(第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。)。

- ○授業の実施にあたっての準備事項例
 - ●教職実践演習の担当教員と、その他の教科に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で 教職実践演習の内容について協議
 - ●入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握(例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成)
- ○授業で取り扱う内容・方法例
 - ●イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
 - ●教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
 - ●社会性や対人関係能力(組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等)についての講義・グループ討論
 - ●幼児児童生徒理解や学級経営についての講義・グループ討論
 - ●学級経営案の作成・グループ討論
 - ●学校現場の見学・調査
 - ●社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、学級経営についてのグループ討論
 - ●教科・保育内容等の指導力についての講義・グループ討議
 - ●模擬授業
 - ●教科・保育内容等の指導力についてのグループ討論

●資質能力の確認、まとめ

※養護教諭・栄養教諭の教職課程の場合は、各職務内容に応じて適宜追加等を行う。

○補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

○単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質 能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

また、前述の2006年7月に中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」のなかで授業方法等に関しては、以下の形式が示された。

○ (前略) 授業方法の面でも、課程認定大学が有する知見を結集して、理論と実践の有機的な統合が図られるような新たな授業方法を積極的に開発・工夫することが重要である。具体的には、授業内容に応じて、例えば教室での役割演技(ロールプレーイング)やグループ討論、実技指導のほか、学校や教育委員会等との協力により、実務実習や事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等を取り入れることなどが考えられる。

(想定される主な授業形式)

• 「役割演技 (ロールプレーイング)」

ある特定の教育テーマ(例えば、いじめ、不登校等)に関する場面設定を行い、各学生に様々な役割(例えば、生徒役、教員役、保護者役等)を割り当てて、指導教員による実技指導も入れながら、演技を行わせる。

「事例研究」

ある特定の教育テーマに関する実践事例について、学生同士でのグループ討議や意見交換、 研究発表などを行わせる。

- 「現地調査 (フィールドワーク)」 ある特定の教育テーマに関する実践事例について、学生が学校現場等に出向き、実地で調査 活動や情報の収集を行う。
- ○学生に自己の課題を自覚させ、主体的にその解決に取り組むことを促すため、本科目の履修に 当たっては、役割演技(ロールプレーイング)や事例研究、指導案の作成等の成果を省察する 観点から、単に映像記録等を残したり、感想文を書かせるだけではなく、例えば学生に実践記 録を作成させる等の工夫が求められる。
- ○受講者数は、演習科目として適正な規模(授業内容、方法等にもよるが、おおむね 20 名程度)とし、演習の効果が最大限に発揮されるよう配慮することが望ましい。受講者数が増える場合には、大学の実情に応じて、ティーチングアシスタント(TA)等を活用するなど、授業形態の工夫を図る必要がある。

本稿では、上述の答申、決定事項や資料を踏まえて本学で開講、実施している教職実践演習の内容の一部を示すとともに、そのなかでの取組を紹介することにより、今後の実践に寄与するこ

とを目的とする。

Ⅱ. 本学教職課程の概要

園田学園女子大学には、人間健康学部と人間教育学部が設置されており、人間健康学部は総合健康学科(養護コース、健康スポーツコース)、人間看護学科、食物栄養学科の3学科、人間教育学部は児童教育学科(幼保教育コース、児童教育コース)より構成されている。

各学科において取得可能な教員免許としては、総合健康学科が養護教諭一種、中学校・高等学校教諭一種(保健体育)、人間看護学科が養護教諭一種、食物栄養学科が栄養教諭一種であり、 児童教育学科が幼稚園教諭一種、小学校教諭一種である。

各学科の教育課程と学びの流れとしては、主に2年次より教職に関する科目を配置しており、例えば、2年次では資料1に示すように教職論、教育原理、教育課程論、教育制度・教育経営(教育法規・教育行政)等、3年次では特別活動、道徳教育、生徒指導論・進路指導論等、4年次では教育実習、教職実践演習等を設けている。

資料1 教育課程と学びの流れ:総合健康学科(健康スポーツコース:教職に関する科目部分 2016 年度)

	1年次	2 年次	3年次	4 年次
教職に関する科目		教職論 教育原理 発達心理学 教育制度・教育経営 教育課程論 学習指導の技術 教育工学 教育相談 理論と方法 介護等体験	道徳教育の研究 特別活動の研究 生徒指導論・進路指導論 (中一種・高一種) 教育実習事前指導(保健体育) 教科教育法(保健体育) I・Ⅱ	教職実践演習 教育実習(高一種) 教育実習(中一種)

筆者は人間健康学部(総合健康学科、人間看護学科、食物栄養学科の3学科)に所属しており、教育課程論、教育制度・教育経営(教育法規・教育行政)、生徒指導論・進路指導論、教育実習の事前指導、教職実践演習等を担当している。このうち4年次の学生対象の教職実践演習は、総合健康学科(健康スポーツコース):中学校・高等学校教諭一種(保健体育)1 講座、総合健康学科(養護コース)と人間看護学科(選択制):養護教諭一種1 講座、食物栄養学科(選択制):栄養教諭一種1 講座の3 講座(受講人数:1 講座20~50 人程度)を開設しており、それぞれオムニバス形式で2~3人(2008年の留意事項にあるように、教職に関する科目の担当教員と教科に関する科目の担当教員で担当している。筆者は教職に関する科目の担当教員であり、この3 講座すべての基礎的な部分(15 回講義中の最初の5 回分:詳細は資料2のシラバス参照)を受け持っている。

資料 2 シラバス (教職実践演習最初の 5 回分)

○教職実践演習(中・高、養護教諭、栄養教諭) 藤井担当は各5時間

※授業の概要 第4回ではグループ・ディスカッション、グループ・ワークおよびプレゼンテーションを行う。

第1回 ガイダンス

教職員の身分や服務等 - 心構え、身分、勤務時間、服務と研修 -

【準備学習】シラバスおよび2年次で受講した科目「教育制度・教育経営」の〈教職員の人事管理〉を復習しておくこと。(60分)

第2回 具体的な教育活動(1)-学習指導、生徒指導、学習指導要領-

【準備学習】第1回講義で配布のワークシート『指導にあたって』を読んでおくこと。(60分)

第3回 具体的な教育活動(2)-特別支援教育、道徳教育、人権教育、防災教育、情報教育、食育-

【準備学習】第1回講義で配布のワークシート『指導にあたって』を読んでおくこと。(60分)

第4回 演習・協議-テーマ「信頼される教師を目指して」「生徒指導事例」について-二つのテーマについて、班別協議、まとめと発表(プレゼンテーション)

【準備学習】第1回~第3回の講義内容を復習しておくこと。(60分)

第5回 講義のまとめと確認

【準備学習】第1回~第4回の講義のワークシート、講義内容、第1回~第3回の講義中で実施した演習問題(教育法規、生徒指導関連問題)をよく復習しておくこと。(90分)

※準備学習 授業計画に記載されている各回の講義の【準備学習】を行うこと。

教育・社会の時事問題に関心をもち、今日の教育の現実を認識し、課題を把握するように努めること。

※テキスト・参考書(参考資料等) 講義資料 (毎回の講義で配布)

※成績評価(藤井担当分 35 点)

【評価の方法】平常評価

【評価の基準】教職への責任を自覚するとともに、教育現場に対応できる指導の理論と実践力を身につけることができたか。

Ⅲ. 教 材 例

毎回の講義に際しては、教育委員会と連携するという趣旨から、兵庫県教育委員会で作成した 初任者研修¹⁾のための研修用資料(2015年度版)を活用・加工し、講義用ワークシートとして学生に配付している。資料3および資料4として、その研修用資料とそれを加工した講義用ワークシートを掲載する。

資料3 初任者研修のための研修用資料 (一部)

指導にあたって

実践を通した研修 を進めよう 教えることは学ぶことであるといわれる。また、児童生徒の成長は教職員の研修への取組と深くかかわる。人間としての教養を深め、教職員としての専門性を高める。

- ○研修の目標と計画を立て、社会の変化に即応し、教育の効果を上げるよう努める。
- ○自身の能力、資質や抱えている課題に応じて、主体的に取り組めるよう、グループでの研修や地域と連携した研修を取り入れる等、研修の形態を工夫する。
- ○児童生徒のものの見方、考え方を的確に把握するとともに、保護者や地域の人々などの支援、協力を得るよう努める。
- ○日々の教育活動に創意工夫をこらして、児童生徒に知る喜びと学ぶ楽しさや成就感 を体得させ、自主性、創造性を高める。
- ○学習や生活の両面において校種間の円滑な接続に努める。

心のふれあいを深め、人間性を豊かにしよう

教育は、教職員と児童生徒、児童生徒相互の人間としてのふれあいを基盤として行うものである。教職員、児童生徒が共に信頼し合い、心の通い合う人間関係の醸成を図るようにする。

- ○学校教育活動全体を通じて、人間としての在り方や生き方について主体的に考えさせ、「豊かな心」を育てる。
- ○日ごろから学級経営の充実を図り、一人一人の様子のきめ細かい把握に努め、児童 生徒が発する変化の兆候を見逃さず、教職員と児童生徒の信頼関係及び児童生徒の 好ましい人間関係を育む。
- ○「環境体験事業」「自然学校推進事業」「青少年芸術体験事業 『わくわくオーケストラ教室』」「地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』」「高校生ふるさと貢献活動事業」「高校生就業体験事業 インターンシップ推進プラン 」や「特別支援学校交流・体験チャレンジ事業」²⁾(以下兵庫型「体験教育」という。)など、体験活動を通じて、小身ともに調和のとれた健全な児童生徒の育成を図る。
- ○教室環境や学習条件を整え学校生活の中に喜びと感動を見いだせるよう努める。
- ○内面を深く見つめて、潤いのある学校生活の中で、自主性、社会性及び公共心などを育てるとともに、世界における日本の役割の重要性を認識し、国際性を身に付けるための教育を進める。

生きる力を育む学 習指導の充実を図 ろう 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うよう、教科等の指導内容、指導方法の研究に努める。

- ○生涯学習の基礎を培うという視点に立ち、基礎・基本の重視と個性を生かした教育を推進する。
- ○学習指導要領に定められた各教科・科目等の目標・内容や評価規準等を踏まえ、適切に指導するとともに、学習意欲の向上や学習習慣の確立を目指す。
- ○学習指導にあたっては、児童生徒の発達段階を考慮して、言語活動の充実を図るとともに、児童生徒の探究の過程を重んじて、問題のとらえ方や学習の仕方を身に付けさせ、論理的な思考力、創造的な実践力等を伸ばすことに努める。
- ○「新学習システム」³⁾などを活用し個に応じたきめ細かな指導を進め、学習効果を 高めるようにする。
- ○指導と評価の一体化を図り、学習指導要領に示された目標に照らして、実現状況を 見るための評価規準を設定し、自ら学ぶ意欲や問題解決能力、個性の伸長に資する 個人内評価の推進など、各学校の実態に応じて、評価方法の創意工夫に努める。

健康教育の充実を 図ろう 児童生徒一人一人が生涯にわたって、健康で豊かな生活ができるように、学校教育活動全体を通じて健康づくりの習慣を身に付けさせるよう努める。

- ○著しい成長期にある児童生徒の心身の健康が保持増進できるように日常の健康観察を的確に行い、家庭との連携のもとに全教職員で指導にあたる。
- ○運動遊びやスポーツを通じて、運動に親しみ、主体的に健康で安全な生活を送ることができる能力や態度を育てるよう努める。
- ○学校給食や教科等の内容と関連させた食に関する指導により食育を推進し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を育てるよう努める。

安全教育の充実を 図ろう 地域と連携した適切な安全対策が講じられるよう、組織づくりや指導内容・指導方法の充実に努める。

- ○児童生徒の安全を確保することは最も大切なことであり、安全管理・安全教育の充実に努め、教科等教育活動全般にわたり、事故防止の徹底を図るとともに応急手当等の研修に努める。
- ○あらゆる教育活動を通じて、自他の生命の尊重に立脚した生活安全・交通安全を徹底し、安全意識や実践意欲を高めるように努める。

- ○命の尊さや助け合いの大切さ、ボランティア活動の重要性等、阪神・淡路大震災か ら得た教訓を語り継ぎ、人間としての在り方生き方を児童生徒に考えさせる「兵庫 の防災教育」に取り組む。また、東日本大震災等を踏まえ、地域の特性に起因する 様々な自然災害に備え、対応できる力を育む。
- ○安全指導の教材・教具等を工夫し、効果的な指導をするように努める。兵庫型「体 験教育」においては、事前調査を十分に行うとともに実施中も細心の注意を払うな ど安全確保に努める。
- ○施設・設備及び通学路の安全点検を行い、学校生活の安全確保に努める。

資料4 講義用ワークシート(一部)

教職実践演習 担当:藤井 雅英

第2回 具体的な教育活動(学生用教材)

指導にあたって

実践を通した研修 を進めよう

教えることは学ぶことであるといわれる。また、児童生徒の成長は教職員の(1)への取組と深くかかわる。人間としての(2)を深め、教職員と しての(3)を高める。

- ○研修の目標と計画を立て、社会の変化に即応し、教育の効果を上げるよう努める。
- ○自身の能力、資質や抱えている課題に応じて、主体的に取り組めるよう、グループ での研修や地域と連携した研修を取り入れる等、研修の形態を工夫する。
- ○児童生徒のものの見方、考え方を的確に把握するとともに、保護者や地域の人々な どの支援、協力を得るよう努める。
- ○日々の(4) に創意工夫をこらして、児童生徒に知る喜びと学ぶ楽しさ や (5)を体得させ、自主性、創造性を高める。
- ○学習や生活の両面において校種間の円滑な接続に努める。

心のふれあいを深 にしよう

教育は、教職員と児童生徒、児童生徒相互の人間としてのふれあいを基盤として行 め、人間性を豊か こうものである。教職員、児童生徒が共に信頼し合い、心の通い合う人間関係の醸成を 図るようにする。

- ○学校教育活動全体を通じて、人間としての在り方や生き方について主体的に考えさ)」を育てる。 せ、「(6
- ○日ごろから学級経営の充実を図り、一人一人の様子のきめ細かい把握に努め、児童 生徒が発する変化の兆候を見逃さず、教職員と児童生徒の信頼関係及び児童生徒の 好ましい人間関係を育む。
- ○「環境体験事業」「自然学校推進事業」「青少年芸術体験事業『わくわくオーケスト ラ教室』」「地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』」「高校生ふるさと貢献活動事業」 「高校生就業体験事業 – インターンシップ推進プラン – 」や「特別支援学校交流・ 体験チャレンジ事業 | (以下兵庫型「体験教育 | という。)など、(7 通じて、心身ともに調和のとれた健全な児童生徒の育成を図る。
- ○教室環境や学習条件を整え、学校生活の中に喜びと感動を見いだせるよう努める。
- ○内面を深く見つめて、潤いのある学校生活の中で、自主性、社会性及び公共心など を育てるとともに、世界における日本の役割の重要性を認識し、国際性を身に付け るための教育を進める。

生きる力を育む学 習指導の充実を図 ろう

基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題 を解決するために必要な(8)・(9)・(10)) 等をはぐ くみ、主体的に学習に取り組む態度を養うよう、教科等の指導内容、指導方法の研究 に努める。

- ○生涯学習の基礎を培うという視点に立ち、基礎・基本の重視と個性を生かした教育を推進する。
- ○(11) に定められた各教科・科目等の目標・内容や評価規準等を踏まえ、適切に指導するとともに、(12) の向上や(13) の確立を目指す。
- ○学習指導にあたっては、児童生徒の発達段階を考慮して、(14)の充実を図るとともに、児童生徒の探究の過程を重んじて、問題のとらえ方や学習の仕方を身に付けさせ、論理的な(8)、創造的な実践力等を伸ばすことに努める
- ○「新学習システム」などを活用し個に応じたきめ細かな指導を進め、学習効果を高めるようにする。
- (15) を図り、(11) に示された目標に照らして、実現状況を見るための評価規準を設定し、自ら学ぶ意欲や問題解決能力、個性の伸長に資する個人内評価の推進など、各学校の実態に応じて、評価方法の創意工夫に努める。

健康教育の充実を 図ろう

児童生徒一人一人が生涯にわたって、健康で豊かな生活ができるように、学校教育活動全体を通じて健康づくりの習慣を身に付けさせるよう努める。

- ○著しい成長期にある児童生徒の心身の健康が保持増進できるように日常の健康観察を的確に行い、家庭との連携のもとに全教職員で指導にあたる。
- ○運動遊びやスポーツを通じて、運動に親しみ、主体的に健康で安全な生活を送ることができる能力や態度を育てるよう努める。
- (16) や教科等の内容と関連させた食に関する指導により (17) を推進し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を育てるよう努める。

安全教育の充実を 図ろう

地域と連携した適切な安全対策が講じられるよう、組織づくりや指導内容・指導方 法の充実に努める。

- ○児童生徒の安全を確保することは最も大切なことであり、安全管理・(18) の充実に努め、教科等教育活動全般にわたり、事故防止の徹底を図るとともに応急手当等の研修に努める。
- ○あらゆる教育活動を通じて、自他の生命の尊重に立脚した(19)・交通 安全を徹底し、安全意識や実践意欲を高めるように努める。
- ○命の尊さや助け合いの大切さ、ボランティア活動の重要性等、阪神・淡路大震災から得た教訓を語り継ぎ、人間としての在り方生き方を児童生徒に考えさせる「兵庫の(20)」に取り組む。また、東日本大震災等を踏まえ、地域の特性に起因する様々な自然災害に備え、対応できる力を育む。
- ○安全指導の教材・教具等を工夫し、効果的な指導をするように努める。兵庫型「体験教育」においては、事前調査を十分に行うとともに実施中も細心の注意を払うなど安全確保に努める。
- ○施設・設備及び通学路の安全点検を行い、学校生活の安全確保に努める。

学生は資料4に示した講義用ワークシートの空欄(キーワードを空欄にしてある)に資料3に示した研修用資料を読みながら適切な語句を埋める作業を行う。大半の学生が空欄に記入し終わった段階で複数の学生を指名して、教室の黒板やホワイトボードに空欄のキーワードを板書させる。これらの作業学習の意図は、学生にとっては本時に学習する内容の目読と講義のレディネス4)が整うとともに、板書を指名された学生は教師になった時の板書の訓練になることである。板書が終わったところで授業者は説明・解説を始める、という流れで講義を進めていく。

毎回の講義の最後には、2年次、3年次に履修した教職科目や教職実践演習で学んだ内容に関する演習問題(過去2~3年間に全国の都道府県や政令指定都市で出題された教職教養の過去

問:資料5)を4~5問解く、という演習を行う。

このような一連の作業学習(単純な作業学習であるが)を身に付けることによって、学生たちは一方的に講義を聴くという学習形態から一歩進んで、自ら能動的に主体的に学習内容を学ぶという学習形態へと変わっていくのである。

資料 5 教職教養の過去問 (例)

次の各文は、教育に関する法規の条文または条文の一部である。これらのうち学校教育法に規定されているものの組合せはどれか。1~5から一つ選べ。

- A 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- B すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- C 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。
- D すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信 条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- E 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

1 A D 2 B C 3 C E 4 B D 5 A E

(平成27年度 堺市)

Ⅳ. 演習例とプレゼンテーション

資料2 シラバス(教職実践演習最初の5回分)で示したように第4回講義では、演習・協議 -テーマ「信頼される教師を目指して」「生徒指導事例」について-二つのテーマ(資料6)について、班別協議、まとめと発表(プレゼンテーション)を実施することとしている。

1班の構成は5~6名とし、1つのテーマに付き25分程度の協議とまとめ、講義の後半において各班5分程度でどちらかのテーマについて班代表か班全員で協議経過及び協議内容とまとめについてプレゼンテーションを行うこととしている。

この第4回の講義は、2011年3月の中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会で配付された資料に掲載されている下記の内容・方法例や授業形式のなかのグループ討論・討議および発表を取り入れたものである。

- ○授業で取り扱う内容・方法例
 - ●教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング

(想定される主な授業形式)

「事例研究」

ある特定の教育テーマに関する実践事例について、学生同士でのグループ討議や意見交換、研究発表などを行わせる。

第4回 演習·協議(学生用教材)

テーマ1:信頼される教師を目指して

〈参考〉

教育職員養成審議会から平成17年10月に出された答申「新しい時代の義務教育を創造する」では 優れた教師の条件について、重要な3つの要素として以下の3点が示されている。

- 1. 教職に対する強い情熱 教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感など
- 2. 教育の専門家としての確かな力量 子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの力、 教材解釈の力など
- 3. 総合的な人間力 豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力な どの人格的資質、教職員全体と同僚として協力していくこと

〈協議〉

○上記の答申にある「優れた教師の条件について、重要な3つの要素」を踏まえて、「信頼される教師となるための条件」について、できるだけ具体的な項目を班内の各人が挙げ、協議の上、最後に班で「信頼される教師」の具体像を創りあげる。

テーマ2:生徒指導 -いじめの早期発見・早期対応-

〈事例研究〉

高校1年の生徒 A (男子) はクラスではおとなしく、あまり目立たない存在であった。クラス内では A に対して授業中に不自然な笑いが起こったり、ささいな失敗に冷ややかな発言が飛び交う雰囲気が気になっていたが、担任の B 教諭はクラスの生徒たちとの関係が崩れるのを恐れて、A のことをクラス全体の問題として生徒たちに投げかけることはしなかった。

A に対するいじめは数ヶ月にわたって続いていた。A は夏休み明けから体調不良を理由に保健室に行くことが多くなった。さらに欠席も断続的に続くようになった。

母親は、A が元気がなく食欲もなくなりうつろな表情をしていることを心配して、電話で担任に「学校で何かあったのではないか」とクラスでの様子について尋ねてきた。しかし、この時点で担任の B 教諭は A がいじめに遭っているまで発展しているとは考えていなかった。

数日後、Aの両親が、「きもい」「死ね」とボールペンで落書きされた教科書をもって校長に会いに来た。両親は、校長に事実関係の調査と学校側の釈明を求めたが、担任には会おうとしなかった。両親の担任への不信感は深刻であり、家庭訪問も拒否されるなど関係修復の見通しも立たない状況が続いている。

〈協議〉

○この事例について早期発見・早期対応の観点から問題点をあげ、教師および学校としての適切な対応について班で協議し、まとめること。

※対応する対象例:生徒 A クラスの生徒 保護者 その他(

以下にテーマ 1 及びテーマ 2 について 2015、2016 年度に学生が協議し、まとめた意見を掲載する。

○テーマ1:信頼される教師をめざして

(2015年度 健康スポーツコース〈中・高保健体育教諭〉3 班)

※キーワード(対児童、生徒)

・愛情 ・熱意 ・信頼関係 ・気に掛ける ・相談に乗る

※どうすれば信頼されるか

- ・叱る時とほめる時のメリハリが大切 ・子ども全員を公平に扱う ・こまめに面談
- ・子ども一人ひとりに興味、関心を持つ

※具体像

子どもに信頼されるためには、叱る時はしっかり叱り、ほめる時にはしっかりほめることが大切であり、子ども一人ひとりに興味、関心を持って理解しようとする姿勢が必要であるし、一人ひとりのことを知ろうとすればコミュニケーションが大事である。

よって、児童、生徒だけでなく教職員、保護者に対してコミュニケーションが取れる教師 が信頼される教師像である。

(2016年度 養護コース 〈養護教諭〉6班)

※対児童、生徒

・傾聴力 ・迅速な対応 ・指導力 ・全児童生徒に平等に接する

※対保護者

・情報公開と情報提供 ・専門性を活かしたアドヴァイス

※対教職員

· 共通理解 · 報告、連絡、相談 · 連携

※地域社会

・あいさつ(コミュニケーション) ・開かれた学校 ・地域交流

※具体像

保護者、教職員、地域社会に対しては報告、連絡、相談を徹底し、常にチームとして対応する。子どもに対しては子どもの目線に立ちつつ、的確で公平な指導・助言ができる教師。

- ○テーマ2:生徒指導 -いじめの早期発見・早期対応-
- (2015年度 健康スポーツコース〈中・高保健体育教諭〉6班)

※問題点(B 教諭)

- ・管理職や周辺の教師に報告・連絡・相談をしていない
- ・いじめに対する認識不足
- ・クラスの生徒全体に対して直接注意や指導をしていない
- ・生徒 A が体調不良や保健室に頻繁に行っているのに何も対応していない

※対応策:学校全体が組織として対応する

- ・生徒 A に対して:話しやすい状況をつくり、気持ちを聴く 登校しやすい環境をつくる(保健室登校から始める)
- ・クラスの生徒に対して:担任 B から話をする (難しければ学年主任から話をする) 加害生徒が判明すれば個別に複数の教師で話をする

- ・生徒 A の保護者に対して:管理職と学年主任が対応する
 - 早い段階で B 教諭も交えて家庭訪問する
- ・加害生徒の保護者に対して:学校に呼び出して、生徒、親、学校側とで話をする
- ・その後の対応:生徒 A、A の親、加害生徒、その親、学校側が一堂に会して話をする
- (2016年度 養護コース 〈養護教諭〉2班)

※問題点(B教諭)

- ・授業中に不自然な笑いが起こった時点で注意すべき
- ・クラスの雰囲気が違うと感じたならば、生徒 A と個人面談すべき
- ・生徒 A の保護者と細かに連絡を取り合うべき
- ・養護教諭も生徒 A が頻繁に保健室へ来る様子に気づいたなら、担任 B へ連絡し、教師 同士が連携をとるべき。

※対応策(短期)

・生徒 A に対して:心のケア (複数の教師が関わる)

状況によっては、スクールカウンセラーを紹介し、学校側はスクー ルカウンセラーと連携して対応

保健室登校から始める

・クラスの生徒に対して:LHR(ロングホームルーム)の時間や別に時間を設定して、 「いじめ」について考えさせる。

※対応策(中長期)

・生徒 A の保護者に対して:信頼を取り戻すためにも担任 B を含め学校側が家庭訪問 会えなくても会ってもらえるまで家庭訪問を行う 学校側の対応をこまめに連絡、報告する

テーマ1及びテーマ2について、それぞれ学生たちの協議結果(プレゼンテーション内容)を2例ずつ掲載した。どの例も内容的にはまだまだ未熟であるが、学生たちは熱心に協議し、互いに意見を出して討議し、プレゼンテーション内容をまとめ、発表していた。

この第4回の講義の授業形態が学生の主体的な学びを活かす最善の方法とは言えないが、アクティブラーニングの一形態にはなっているであろう。

V. 成果と課題

この実践から得られた成果の1点目は、本稿で述べた「教職実践演習」を受講している学生は2年次、3年次に筆者が担当する教職に関する科目(資料1にある「教育制度・教育経営(教育法規・教育行政)」「教育課程論」「生徒指導論・進路指導論」)を履修し、本稿で記載した講義用ワークシートを活用した作業学習(ワークシートの空欄に適切な語句を埋め、指名された学生は教室の黒板やホワイトボードに空欄のキーワードを板書する)の意図や方法がすでに身に付いて

いることもあるが、4年次での「教職実践演習」においては自ら能動的に主体的に学習内容を学 ぶ姿勢の学生が数多く見られたことである。実際、2年次、3年次の受講時に比べ作業学習に費 やす時間は大幅に短縮されており、キーワードの意味を問う発問に対しても正答を答える学生が 多い。

成果の2点目は、第4回講義で実施している演習・協議でのグループ討論・討議および発表が どの講座でも積極的かつ活発になされていることである。筆者が担当の3年次の「生徒指導論・ 進路指導論」の講義において、生徒指導に関する具体的事例(例えば、暴力行為、飲酒・喫煙、 いじめ、深夜徘徊、家出など)に対する教師および学校の対応について、何回かグループ討議や 意見交換の場を設けており、学生たちは経験済みである。その経験が生きていることもあるが、 どの講座においても各班とも熱心に協議・討論し、テーマに正対して多角的な視点からまとめて いた。特に、テーマ1については、「地域社会」の視点、テーマ2については、対応策を短期と 中長期に分けた視点など教員からは指導や助言をしていないなかで学生たちの議論から出て来た ものである。

成果の3点目は、使用している教材は本稿で述べているように兵庫県教育委員会で作成した初任者研修のための研修用資料を活用・加工したものである。学生が教員採用選考試験に合格し、教員1年目に受講する初任者研修で実際に使用されている研修用資料であるため、学生はこの研修用資料の学習を通じて、実際の教育現場で行われている初任者研修の一端に触れるとともに、2006年の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」のなかで言われている「将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図る」契機になっていることである。第5回講義では、「教職実践演習で2年次、3年次の科目の総復習と理解不足の事項を再学習しましたし、実際の初任者研修がどのような資料を使って行われているかがわかり、イメージがわきました」(2016年度 養護コース学生)という声もあった。

一方、課題に目を転じると、その1点目は、作業学習についてである。成果の1点目に記しているように学生たちに定着し、成果が出ている学習方法であるが、より能動的に主体的に学習内容を学ぶ姿勢を培う方法に改善する工夫が必要と考えている。

課題の2点目は、2006年の中央教育審議会答申にある(想定される主な授業形式)のなかの「役割演技(ロールプレーイング)」や「現地調査(フィールドワーク)」をわずか5回の講義であるが実施できないかというものである。時間的制約があるなかでのことであるが、試行してみたい。

課題の3点目は、学生にとってより有用で実のある科目にしていくためには、他の教職実践演習担当教員との情報交換を活発に行い、共通理解をより深めることが必要であるという点である。

Ⅵ. おわりに ~今後の展望~

学生の主体的な学びを活かす「教職実践演習」の授業にするための一つの実践例を本稿で紹介 した。まだまだ十分とはいえない段階であるが、今後も引き続き工夫していきたい。

2006年の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」にある、教職 実践演習が、「……学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機 的に統合され、形成されたかについて、……、いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられる」という科目にするためにも、学生が教職生活をより円滑にスタートできるようにするためにも、例えば、「学級通信の作成」「保健室だよりの作成」「食育だよりの作成」「時間割の編成」といったテーマを第4回講義で設定して、グループ討論・討議および発表を行わせることや、「学びの軌跡の集大成」としての位置づけとしては、第1回~第3回および第5回講義では、2年次、3年次に履修した内容を踏まえて学生に講義内容の一部を説明させるのも一方法と考えている。

注

- 1) 新規採用された教員に対して、採用の日から1年間、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い 知見を得させるため、学級や教科・科目を担当しながら行う実践的研修(初任者研修)〈文部科学省〉
- 2) 兵庫県教育委員会が実施している体験教育、体験活動の各種教育施策〈兵庫県教育委員会〉
- 3) 平成 16 年度より、兵庫県教育委員会が小学校に導入している児童生徒の発達段階や教科の特性等に応じてより柔軟に多面的できめ細かな指導を推進する事業 (35 人学級編制や複数担任制の実施 少人数学習集団の実施や兵庫型教科担任制の実践研究)
- 4) 心理学用語の一つ。何かを習得・学習する際、それに必要な条件や環境が学習者側に整っている状態を指し、特に子どもの教育に関して用いられる。Readiness。〈pixiv 百科事典〉

参考文献等一覧

- ・中央教育審議会答申(2006)「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(別添1 教職実践演習 (仮称)について)
- ・中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会 課程認定委員会 (2008) 「教職実践演習の実施 に当たっての留意事項」
- ・中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会 (2011) (資料 8-2 教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例)
- ・兵庫県教育委員会(2015)『教職員となる人のために』
- · 兵庫県教育委員会(2015)「初任者研修用資料」
- ・堺市立学校教員採用試験 教職教養 問題 (2015) (2016 年 8 月 3 日~8 月 31 日に閲覧) (URL: http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/boshu/kyoshokuinboshu/kyoinsaiyo/saiyosenko/shiken27/index.html)
- ・佐々木竜太(2015)「教職課程の総括としての教職実践演習の取り組み」(立正大学 教職研究 第27号(臨時増刊))
- ・南埜猛・岸田恵津・別惣淳二・山中一英・石野秀明・藤原忠雄 (2015)「教職実践演習「模擬授業」の 授業実践から考えるカリキュラム改善の提案」(兵庫教育大学 研究紀要 第47巻)
- ・細川和仁 (2004) 「大学生の授業評価観点に関する事例研究 教職課程科目「教育課程論」を対象とし

て-」(大阪大学大学院人間科学研究科紀要 30)

- ・天野菜穂子・大平邦子・石原多佳子・別府哲・宮本正一 (2015) 「養護教諭の為の教職実践演習の効果 と課題」(岐阜大学教育学部 教師教育研究 11)
- ・中島夏子(2015)「実践的指導力育成のための「教育課程論」に関する事例研究」(東北工業大学紀要Ⅱ 人文社会科学編第 35 号)

[ふじい まさひで 教育行政学]